

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
八年
七月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

附則第三条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第一項第三号中「及び」を「、」に改め、「檜葉町の一部」の下に「及び平成二十八年に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、川内村の一部及び南相馬市の一部）」を加え、「平成二十八年」を「平成二十九年」に、「葛尾村の一部、川内村の一部及び南相馬市の一部」を「飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町の一部及び富岡町の一部」に改め、同条第二項第二号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「令和六年度相当分及び令和七年度相当分」を「令和六年度相当分、令和七年度相当分及び令和八年度相当分」に改め、同項第三号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「令和六年度相当分及び令和七年度相当分」を「令和六年度相当分、令和七年度相当分及び令和八年度相当分」に改め、同項第四号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「令和六年度相当分及び令和七年度相当分」を「令和六年度相当分、令和七年度相当分及び令和八年度相当分」に改め、同条第三項中「令和六年度以前」を「令和七年度以前」に、「令和六年の」を「令和七年の」に、「令和七年度相当分」を「令和八年度相当分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。